

かいはし

JITCO JOURNAL

◎トピックス

技能実習の現場から

—宮城フィッシャリー・フーズ協同組合を訪ねて—

「第24回外国人技能実習生・研修生
日本語作文コンクール」入賞者発表

10 Vol.127
2016.October

かいはし

JITCO JOURNAL



2016.10 Vol.127

表紙写真：ウズベキスタン共和国の古都サマルカンドにある「ティラカリ・メドレセ」。ティラカリ・メドレセはシルクロードを象徴するレジスタン広場に1660年に建てられた神学校で、「サマルカンド・ブルー」と呼ばれる色鮮やかな青のタイル張りが有名です。

トピックス

1 技能実習の現場から 宮城フィッシャリー・フーズ協同組合を訪ねて

6 「第24回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」入賞者発表

日本語指導お困りですか？

8 日本語指導者の資質について

労務管理の窓から

10 適正な労働契約の終了に向けて

もっと役立つ入管指南

12 実効性のある監理団体による監査とは

海外情報

15 ■ ベトナム傷病兵・社会省副大臣公文をめぐるベトナム政府窓口との協議の報告について

お国ぶり暮らしぶり

16 あなたの国のお祭り事情

JITCO ニュース

- 【技能実習生への注意喚起のお願い】ネット犯罪に巻き込まれないください!
 - 日本への食品(くだもの等)・植物類の持ち込みについて
 - 雇用契約書等の母国語表記等に係る確認について
- ### 20 ■ 技能実習生受入れ実務セミナー ～団体監理型コース～ 地方開催のお知らせ

JITCO の教材

<新刊の紹介>

- 日本の生活案内(改訂版)：新たにフィリピン語版を刊行
 - 外国人技能実習生のための専門用語対訳集(ミャンマー語・カンボジア語)
- ### 23 ■ (復刻版)外国人研修におけるトレーニングテキスト

24 JITCO カレンダー／技能実習生向けチラシのご案内～ JITCO ホームページからダウンロードできます!／編集後記

技能実習Days

- 根室商工会議所／株式会社平庄商店 ● ブリックス・アセアン経済交流協同組合／いずみテクノス株式会社
- サポート九州協同組合

技能実習の現場から

— 監理団体編 —

宮城フィッシャリー・フーズ協同組合を訪ねて

宮城フィッシャリー・フーズ協同組合は、宮城県中央部に位置する七ヶ浜町に事務所を構える監理団体です。2007年に設立され、主に県内の水産食品製造業への外国人技能実習生の受入れ事業や、地域の文化交流活動に取り組まれています。傘下企業は県内の水産加工会社10社(2015年度)で、現在、在籍している技能実習生は47名、すべてインドネシア人の女性です。

東日本大震災からの復興を願って、受入れ事業に尽力する、鈴木俊文雄理事事務局長にお話をうかがいました。



鈴木 俊文雄 理事事務局長

東日本大震災から5年。外国人技能実習生の受入れ事業を通じて、水産加工業を盛り立てたい。

— まずは監理団体を設立された経緯をおうかがいします。

私どもの監理団体としての設立は2007年です。私はそれ以前、マグロ漁船に乗船するインドネシア人の入管手続や乗組員のコーディネートを行っていました。ある時、県内の水産加工業者から「外国人の雇用を考えたい」という相談があり、外国人技能実習制度を活用してはどうかという話になりました。当時、研修生・技能実習生の送出国といえば中国でしたが、私が長年の繋がりを持ち、信頼を寄せているインドネシアを、送出国として選びました。

— 貴団体では近年、技能実習生の受入れが増えているようですが、その背景は为什么呢。

監理団体として軌道に乗りつつあった2011年3月、東日本大震災が起きました。5年が経ち、建物の再建は少しずつ進み、企業はどれも必死に復興に向かって努力していますけれども、生産・売上高はまだ、震災前の6割ほどにしか戻っていないようです。震災で営業がストップし、その間に取引先が県外に流れて販路が狭まってしまったからです。復興のために、製造に力を入れたくても、人が流出し、震災の爪痕が残る場所に働きに来てくれる人はなかなかいません。

そんな中、意欲のある若い人材を海外から受け入れることで、水産加工の技能を継承し、厳しい状況を打開したいと、技能実習制度に熱い視線が注がれています。私どもも、適正な実習環境を整えられる企業かどうかを見極めながら、傘

下企業を増やしています。2015年度には傘下企業は4社増えて10社に、技能実習生の入国者数は2015年度の12名から、2016年度は24名と増えています。

基礎的な技能を持ったインドネシアの水産学校の卒業生に着目し、綿密な面談と講習で選抜。

— インドネシアの送出し機関との連携と、技能実習生の選抜の流れについてお聞かせください。

提携する送出し機関は、私の前職からお付き合いのある会社で、ジャカルタ市にあります。日頃から連絡は密にして、年に1回、多ければ2~3回、受入れ先となる実習実施機関の担当者と現地を訪問します。

私どもの特徴は、日本での技能実習が有意義なものとなるように、基礎的な技能を身につけた水産学校の卒業生から選抜している点です。また都市部ではなく、純粋な志を持つ若者が多いと感じている地方に目を向け、団体の立上げ時に、現地の学校を10ヶ所ほど周り、協力関係を築きました。

選抜の流れとしては、まず水産学校の卒業生から候補者を募り、絞り込みます。技能実習制度のあらましを説明し、先輩である技能実習生のビデオレターなどを見せて日本での暮らしを紹介し、興味を持った候補者とは、家族を交えて面談を重ねます。そして親の同意を得た候補者だけを卒業後にジャカルタに呼びます。ここまでは送出し機関のインドネシア人と日本人スタッフが担当していますが、最後は、私と受入れ先となる実習実施機関の担当者が現地を訪ねて面接をします。そしていよいよ合否の発表です。不合格になってしまった候補者は

泣き崩れるほどで、私もつらく、発表当日は食事がのどを通らなくなりますね。年々、技能実習の希望者は増えていまして、2017年度は27名の受入れ予定に対して、希望者は60名を超えています。

晴れて合格した者達は、講習に進みます。講習は4～5ヶ月に及び、候補者全員が生活を共にしながら、日本語や文化を学びます。現地の日本語指導員は元技能実習生でして、経験を活かした指導を行い、定期的に語学の修得度や健康状況についての「研修レポート」を日本に送ってくれます。

一受入れ事業の開始からトラブルはほとんどなく、失踪者もゼロだそうですね。その秘訣はなんでしょうか。

まずは実習実施機関に、技能実習生を大切に預かっていたことが一番です。実習実施機関には監査などで訪問し、技能の修得度や生活の様子を綿密に聞きますが、いつも真摯に対応していただいております。

さらに監理団体としては、日本での技能実習中も、現地の家族とすぐに連絡が取れる体制を確立しています。私自身、技能実習生とはまめに顔を合わせ、仕事や生活の不安がないか、よく聞くようにしています。

技能実習生の失踪問題については、本人達に日頃から率直に諭すようにしています。「日本にも悪い人間がいるぞ。目先の誘惑にかられて失踪したら、不法滞在者になってしまう。家族とも会えなくなるかもしれない。日本でどう過ごしたら家族が喜ぶか、何をしたらがっかりさせてしまうか、考えなさい」といった具合です。厳しい選考を乗り越え、家族も必死の思いで送り出した子達です。大事に守って育てなければなりません。

円滑な技能実習のためには、日本語学習は必須。学ぶ理由を明確に伝え、自主性を引き出します。

一入国後の講習で、注力される点はありますか？

やはり日本語の修得ですね。技能実習の効果を上げますし、帰国後も身を立てる助けになります。学習の継続のためにも、学ぶ理由を明確に伝えています。例えば「君たちが扱うのは食品だ。日本語で指示されたことを分からないまま、はい、と言って行動してしまったら、大きなミスに繋がるかもしれないよ」と言います。技能実習生は日本語能力試験のN3合格を目標に、地域ボランティアの日本語講習などを活用しながら自主的に学習を続けるようになっています。また、彼女達は東日本大震災について知った上で被災地に来てくれていますので、万が一に備えて災害避難に備えた日本語などを学習する必要があることを理解しています。

一インドネシアからの受入れの手応えはいかがですか。文化の違いなどで、ご苦労はありませんか。

インドネシアはイスラム教国で、日本ではあまり知られていない習慣もありますから、私が知り得る違いを技能実習生、実習実施機関になるべく伝えていきます。例えばイスラム教では、贈り物をもらうと、神様からの恵みとして神様に感謝しますが、日本では贈ってくれた人にお礼を伝えるものだと教えます。また日本人は「かわいい」と思うと頭を撫でますが、イスラム教では禁忌です。技能実習生には「イスラム教では駄目なことだと知らない人も多い。悪くってはいけないよ」と話すと、日本で暮らすために、許容できることは許容するようになる技能実習生もいます。

今のところ、実習実施機関からは、彼女達の技能や日本語の修得度、人柄について、高い評価をいただいています。技能の修得度では、日本人従業員よりも器用だと言われる技能実習生もいまして、水産学校の卒業生に絞った受入れが功を奏しています。

何より、彼女達は技能実習にける期待が大きく、素晴らしい目の輝きを持っていますね。朗らかで積極的ですから、近隣住民の皆さんとも、日頃の挨拶やゴミ出しなどの手伝いを通じて仲良くなり、地域の催しに招かれるようになっていきます。インドネシアと友好関係を結んでいる気仙沼市では、催しの時に商工会議所から依頼を受け、技能実習生が民族衣装をまとうて母国の踊りを披露したこともありました。

宗教の違いの面でも、近隣住民の方が歩み寄ってくださることがあって、地域のお祭りで振る舞われる豚汁を牛肉に変えて作るようになった、というお話もあります。



華やかな民族衣装を見事に着こなしていました

彼女達の帰国後も、民間大使としての羽ばたきを見守りたい。

一帰国した元技能実習生と、交流はされていますか？

もちろんです。元技能実習生とは、メールやFacebookなどのSNSなどを使って、連絡を取っています。ジャカルタに行く時は、食事会もします。修得した水産加工の技術や日本語を活かして働く様子を知るの嬉しいですね。もとより、帰国した技能実習生は、日本語を理解する民間大使として、インドネシアで日本を広めてくれます。私はこの人的交流に魅力を感じ、受入れ事業を続けています。

日本では若い働き手は減る一方で、今後も技能実習制度の活用は広がるでしょう。これからはリスクを抑えて選択肢を持つために、提携する送出し機関を増やすことも考えています。

— 実習実施機関編 —

ぜんぎょれん食品株式会社を訪ねて

ぜんぎょれん食品株式会社（宮城県）は、水産物の加工・販売および冷蔵保管を中心に、非加熱性の水産加工食品製造事業を行っています。現在は、仙台塩釜港に面する塩釜食品工場を加工拠点とし、インドネシア人の技能実習生18名を受け入れて、技能実習を行っています。

今回は、管理部の佐々木健管理部長と、生活指導員として技能実習生を支える藤代徹矢さん、東美笛さんを訪ねて、お話をうかがいました。



中国からインドネシアへと送出し国を変更。 大きな決断が功を奏しています。

—インドネシアの技能実習生を受け入れた発端についてお聞かせください。

（藤代生活指導員／以下 藤代）当社の、技能実習生受入れ開始は2007年に遡り、私が生活指導員のポストに就く前のことです。東北地方の主産業のひとつである水産加工業では、若い日本人スタッフの応募が少なかったことがあって、中国からの受入れを始めました（※2007年当時は研修生としての受入れ）。

ところが、2011年3月11日に東日本大震災が発生し、中国の技能実習生の2期生は途中帰国をしました。その後、3期生の受入れを行ったものの、中国本国がめざましい経済発展を遂げていて、半数が母国に戻って働きたいと途中帰国しました。

当社は大地震で、石巻市にあった加工工場を失いました。復興をかけて、この塩釜工場を拠点として統合し、再スタートを切ったのですが、生産・売上高ともに、震災前の水準までには戻っていません。

親会社より、現在の監理団体となる、宮城フィッシャリー・フーズ協同組合を紹介されました。すでに県内の同業他社でインド

ネシアから技能実習生を受け入れていて、大きなトラブルもないとうかがい、これを期に、送出し国の変更という大きな決断をしました。私たちが受入れたインドネシア人の技能実習生はとても元気で、もしかしたら日本人より真面目で一生懸命かもしれないと思うことがあります。彼女達のおかげで、会社の雰囲気がとても明るくなりました。2016年度はインドネシアからの受入れが4期目になりましたが、これまで1人も途中帰国者が出ていません。受入れ体制を整えるためには一からのやり直しでしたが、決断は正しかったと思います。



藤代さんは生活指導員を務めて5年目に

技能実習生の面接のため、現地へ。 人柄や集団生活への適性を見て選抜します。

—技能実習生の選抜はどう行っていますか？

（藤代）生活指導員である私自身が、現地に面接に出向いています。水産加工の技術は、他の業種に比べればそれほど特殊ではないというのが持論ですが、受入れ後は長い集団生活が待っていますので、人とうまくやっていけるのかを見ます。

もちろん1回の面接だけで、すべてを理解することはできません。現地では最終面接の後に、数ヶ月にわたって集団生活を送りながら現地講習を受けます。送出し機関からは、集団生活で見えてくる性格や、数値化した日本語の修得度などをまとめた「研修レポート」が送られてきますので、それも参考にします。候補者が複数名いると、最初は日本語の修得度にも差が



（左から）佐々木健管理部長、藤代 徹矢さん、東 美笛さん

出ますが、切磋琢磨して後半になると差が埋まってくるのが見て取れますね。

―入国後は、技能実習生はどんな作業をしていますか。

(藤代) 鮮魚の加工がメインですね。生で仕入れた魚を包丁でおろしてフィレー状にしたり、ピンセットで小骨を取り除いたりするほか、出荷のための箱詰めなどを行っています。扱う魚種は時季によって変わりますが、例えば、5～7月は、三陸の養殖銀鮭の加工が中心です。

(佐々木管理部長／以下 佐々木) 受け入れている技能実習生は、インドネシアの水産学校の卒業生です。在学中に、現地工場で実習を体験している者や、既に一定の加工技術を習得している者もいます。とても意欲的で、若く体力もあります。壁は、日本語くらいではないでしょうか。



手作業でのピンボーン(小骨)除去の様子。水産学校で基礎を身につけており、日本人にひけをとらないといえます

リーダー制を取り入れて、責任感や日本語修得のための自主性を引き出します。

―技能実習生の受入れの際に工夫した点はありますか？

(藤代) 技能実習生は、1期につき1名、リーダーを決めています。先にお話した現地面接の段階で、リーダー候補のあたりをつけて、入国後に本決定をします。4期目からは、先輩達との共同生活を1ヶ月経験した後に、先輩の技能実習生とも相談をして決定しました。重要なことを除き、日々の細かい生活指導はリーダーを通して伝えています。

(佐々木) リーダーを立てる理由は、技能実習生同士で自主的に動くように働きかけるためです。例えば、寮の掃除なども自分達で相談して当番制にしていますが、このような時にリーダーシップを取る人が必要です。技能実習が2年目、3年目とも

なると、年長者として後輩のお世話をするようになり、成長に繋がっていると思います。

―日本語指導はどのように行っていますか？

(藤代) 会社でカリキュラムを決めるのではなく、技能実習生の自主性に任せています。彼女達は、日本語の理解が進むほどに技能実習がスムーズになることを理解していますので、日本語能力試験のN3合格を目標に頑張っています。リーダーが1つ上の級に合格することが多く、日頃は指導的な役割を担ってくれますし、外部の日本語指導ボランティアの協力を得ることもあるようです。ただ、2年生、3年生の先輩がいると、インドネシア語で質問できますので、日本語の修得スピードは下がり気味になります。これは今後の課題ですね。

―生活指導でのご苦労はありますか？

(佐々木) 昨年の冬は霜焼けになる者が続出しました。インドネシアは南国ですから、技能実習生達は母国ではTシャツ、短パン、素足にサンダルで生活してしまっていて、靴下を履く習慣がないようなのです。技能実習生の住んでいるアパートは歩いてすぐ近くのところですが、冬場は仕事が終わった後、手袋もせず素足にサンダル履きで帰宅します。帰るとすぐにコタツに入ったり、ストーブで暖を取っていたようなので、防寒対策や四季を通した具体的な過ごし方を指導・アドバイスしました。

(藤代) 夏は夏で、冬用の布団カバーを使い続けてしまうなどがありますね。四季がある日本と違って、インドネシアでは、衣替えや模様替えの習慣がないようです。私はなかなか、彼女達の宿舍での過ごし方まで目を配れないので、リーダーを通じて指導しています。

(佐々木) 生活指導員の藤代だけでなく、技能実習指導員をはじめ、日本人従業員はみんなよく面倒をみてくれています。会社の業務として命じたわけではありませんが、それぞれの立場で、親のように、姉のように、友達のように、日本の生活のルールや文化、しきたりを教えてくれています。



意欲的な技能実習生と接することで、日本人従業員のモチベーションも上がると語る佐々木管理部長

お互いの文化や宗教を理解する努力は不可欠。心の安定に繋がる信仰心も尊重します。

―インドネシアはイスラム教の国ですが、宗教や文化の違いはどのようにとらえていますか。

(藤代) そうですね……インドネシアからの受入れを決めた当

初は、文化の違い、宗教の違いについて心配もしていました。あらかじめ日本人の従業員には、イスラム教のしきたり、例えばヒジャブ（イスラム教徒の女性が頭部を覆うスカーフ）やお祈り、断食のことなどを説明し、優しく見守ってほしいと伝えました。会社で昼食を用意するときは豚肉を使用しない、などの気遣いもしています。

これは私の考えですが、最初の3ヶ月から半年は、無我夢中で仕事を覚える期間ですが、1年、2年と継続するためには、精神的に安心できること、ストレスを溜めないことが必要です。お祈りやヒジャブは心の拠り所になりますし、行動を制限するのではなく、例えば断食なども、自己責任で行うように指導しています。彼女達なりに、日本の生活に馴染むためにはすべてを厳密に行うことがよいことではない、と考えているようです。自己責任を大切にしているので、会社として規則を作ることもしません。門限は定めていませんし、休みの日には自転車や電車で外出することができます。インターネットの使用も自由です。

技能実習生に自己責任や自己管理を教えることで、信頼関係を築くことができますし、それがトラブルや失踪などの事件の防止にもつながっていると考えています。

一従業員同士、あるいは地域との交流についてもお聞かせください。

（佐々木）会社では、食事会やボーリング大会、BBQ大会や食品工場の社会見学などを実施しています。

1期生が今年5月に帰国することになり、卒業旅行で山形に行きました。色



日本人従業員とおしゃべりが弾むランチタイム

とりどりの花や日本の原風景に感激し、行く先々で皆で記念撮影をしてたくさん思い出をスマホに収めていました。天真爛漫なところもあり、季節柄、さくらんぼ狩りをしたのですが、木に登って収穫していましたよ。おしゃべりをしてきた子も、夢中になって登っていました。

（藤代）地域交流については、もっと機会を持ちたいですね。インドネシア人は積極性があり、挨拶が良いね、と褒められますが、地方都市ほど外国人は少ないのです。彼女達はイスラム教のしきたりでスカーフを巻いていますが、集団でいると目立ってもしまいます。違和感を抱かれないように交流は必要です。

今年は、宮城県国際化協会（MIA）と連携をして、塩竈市民と技能実習生の交流プログラムを6月から半年間行います。技能実習生のサポーターを募集し、日本語や防災、塩竈市の歴史などの勉強会、芋煮会などを通じて交流していきます。第

1回では集まったサポーターのみなさんに、私が技能実習制度についてお話ししました。



宮城県国際化協会（MIA）と連携した地域交流プログラムの様子

心と心の交流で、生産性はもちろん、従業員のモチベーションが上がっています。

一インドネシア人技能実習生を受け入れてから、どんな変化がありましたか？

（佐々木）あきらかに会社全体としての生産性が上がっています。彼女達は日本に飛び込んで来て、何でも吸収しようという意欲があり、一生懸命働くので、日本人の従業員もよい刺激を受けています。

今年、1期生が卒業して帰国したのですが、彼女達は自分達でお別れの挨拶の会を企画し、御礼の品を用意してくれました。インドネシア人は日本人に近い心を持っているのではないかということを感じましたね。「日本に来てよかった。帰りたくない」と号泣する様子を見て、見送る日本人従業員も涙を流していました。

帰国後もメールなどで近況を知らせてくれる元技能実習生もいます。帰国して水産加工業に従事するのが理想ですが、日本で得た経験をもとに広く活躍してくれると嬉しいです。

インドネシアからの受入れに手応えを感じていますし、技能実習の期間や、受入れ人数が拡大すればよいと考えています。技能実習制度の見直しが行われていますが、良い変化を望んでいます。



3年間の技能実習を終えた1期生。社屋前で記念撮影を行いました

「第24回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」 入賞者発表

JITCOは、技能実習生・研修生の日本語能力向上を支援するためにいろいろな事業を展開していますが、その重要な活動のひとつである本コンクールも、今年で24回目を迎えました。

今年は作品テーマを自由にし、1,937編の作品が寄せられました。

日頃、技能実習に取り組む中で、日本語の学習にも熱心に励み、積極的にコンクールに挑戦された技能実習生の皆様と、指導にあられた監理団体・実習実施機関等の皆様に心より敬意を表します。



1 応募状況

応募総数 **1,937編** 国籍別の応募者数は以下のとおりです。

	第24回(2016年度)	第23回(2015年度)	第22回(2014年度)	第21回(2013年度)	第20回(2012年度)
中 国	932	1,373	1,961	3,216	3,430
ベ ト ナ ム	709	549	294	321	358
インドネシア	137	97	65	112	188
タ イ	41	50	21	15	13
ミ ャ ン マ ー	50	40	0	0	0
モ ン ゴ ル	32	20	28	30	19
フィリピン	21	13	17	61	57
カンボジア	6	2	1	5	2
ネ パ ール	0	0	0	13	13
ラ オ ス	6	0	0	0	1
ス リ ラ ン カ	1	0	0	0	1
バングラディッシュ	2	0	0	0	1
合 計	1,937	2,144	2,387	3,773	4,083

応募者の国籍別(単位:編)

2 審査過程

審査は、例年どおり3段階で行いました。第1次審査はJITCO職員が担当し、内容と日本語能力の観点から、上位48編を選出しました。

続く第2次審査では、JITCO役員5名による総合評価に基づき、27編が選ばれました。

最終審査では、外部有識者を含む5名の委員が審査にあたり、この審査委員会における審査を経て、最優秀賞4編、優秀賞4編、優良賞19編の入賞作品及び佳作を決定しました。

最終審査委員(敬称略)

委員長 関口 明子 (公益社団法人国際日本語普及協会 理事長)

委員 坪田 秀治 (日本商工会議所 参与)

委員 関野 陽一 (元 山梨英和大学 教授)

委員 鈴木 和宏 (公益財団法人国際研修協力機構 理事長)

委員 新島 良夫 (公益財団法人国際研修協力機構 専務理事)

「第24回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」入賞者一覧

●最優秀賞(4人)

氏名	作品タイトル	国籍/職種	実習実施機関名	監理団体名
陈 欣静	危機一髪	中国/ 電子機器組み立て	紀南電工株式会社	ELC 事業協同組合
グエン ティ クイン トー	私のキャンパス	ベトナム/ 電子機器組み立て	株式会社ナカニシ	鹿沼機械金属工業協同組合
グエン ファム フー クイン	「いける」という言葉	ベトナム/ 工業包装	マップス株式会社	西日本海外業務支援協同組合
トリジンラガチャー ナサンジャラガ	「私は仔牛のお母さん」	モンゴル/ 畜産農業	ヤマギシズム生活豊里実蹟地農事組合法人	協同組合亜細亜の橋

●優秀賞(4人)

氏名	作品タイトル	国籍/職種	実習実施機関名	監理団体名
レ ヴァン トアン	私の兄さん	ベトナム/ 型枠施工	株式会社仲栄運輸	F・B・S 協同組合
ビャンバジャブ エネルサイハン	いつもありがとう、日本	モンゴル/ 機械検査	藤田螺子工業株式会社	椿インタワークス協同組合
グエン ティ タオ	日本のお母さん	ベトナム/ ハム・ソーセージ・ベーコン製造	丸大食品株式会社	西日本流通サービス協同組合
冯 利敏	お土産-心への贈り物	中国/ パン製造	岡野食品産業株式会社	協同組合岡野食品協力会

●優良賞(19人)

氏名	作品タイトル	国籍/職種	実習実施機関名	監理団体名
バトジャルガル バトチメグ	女性力	モンゴル/ 電子機器組み立て	株式会社デルタプラス	椿トランステクノ協同組合
チャン カイン ドアン	雨からのプレゼント	ベトナム/ 建具制作	株式会社サイプレス・スナダヤ	製造産業技術協同組合
グエン ティ タオ	日本人と時間	ベトナム/ 電子機器組み立て	グローリープロダクツ株式会社	ビジネス・コープ協同組合
ガンホヤグ ガンズル	震災で学んだこと	モンゴル/ 機械検査	藤田螺子工業株式会社	椿インタワークス協同組合
王 莹莹	日本の四季を探す	中国/ 機械加工	大弥精機株式会社	静岡県経友会事業協同組合
王 萃	母として	中国/ 非加熱性水産加工食品製造業	株式会社ふく衛門	下関食品流通協同組合
アマラシガ デイゲヤム ララソティカ	日本で学んだ挨拶としゅうかん。	スリランカ/ 耕種農業	島袋 利幸	公益財団法人オイスカ
昂 萍	企業文化を学ぶ	中国/ 仕上げ	シロキ工業株式会社	Jプロネット協同組合
ニュー ティ ラン	日本で得た教訓	ベトナム/ 鋳造	株式会社吉年	共進情報事業協同組合
李 国滨	日本で生活の感触	中国/ 溶接	日本街路灯製造株式会社	GTS 協同組合
孙 金芝	私の目を覚まさせてくれた かわいい先輩達	中国/ 婦人子供服製造	新木縫製	PNJ 事業協同組合
李 亚运	現場なりの 「サ、シ、ス、セ、ソ」	中国/ プラスチック成形	テイ・エステック株式会社	ELC 事業協同組合
グエン ダン タン	言葉のコミュニケーション	ベトナム/ 仕上げ	若園精機株式会社	協同組合企業交流センター
ズオン ティ ゴック フェン	壁	ベトナム/ プラスチック成形	株式会社アイカム	全国人材支援事業協同組合
チン キム アイン	日本でのレッスン	ベトナム/ 耕種農業	ホクト株式会社	東西商工協同組合
蔡 云坤	私の実習生活	中国/ 食鳥処理加工業	トリゼン食鳥肉協同組合	協同組合福岡情報ビジネス
吴 向梅	日本で見た美しい景色	中国/ 電子機器組み立て	株式会社 OS パートナーズ	加西商工会議所
チャン ティ ホア マイ	日本に来てよかった	ベトナム/ 仕上げ	兵庫ケーブル株式会社	情報ベンチャー協同組合
宋 鑫婕	異郷の旅、異郷の情	中国/ ハム・ソーセージ・ベーコン製造	信越丸大食品株式会社	国際交流協同組合

日本語指導お困りですか？

監理団体や実習実施機関から寄せられる日本語指導に関するご相談へのアドバイスを
ご紹介しています。今回は、講習の**日本語指導の担当者の資質**についてのご相談です。



技能実習生にとって、日本語の習得は重要ですので、指導員の人選を慎重に行いたいと思っています。講習で技能実習生に日本語を教える人材には、どんな能力や資質が望めますか。

(C産業協同組合 Bさん)

講習の日本語指導員の能力や資質について、まず次の2つの側面を取り上げて考えてみましょう。

- ①日本語教育についての知識・技術等の有無
- ②技能実習制度関連の知識の有無

		②技能実習制度関連の知識	
		あり	なし
①日本語教育の知識・技術	あり	Aタイプ	Cタイプ
	なし	Bタイプ	Dタイプ

日本語教師という職業があることから明らかなように、外国人に日本語を教えるには、やはりそのために必要な知識や技術があります。日本語のネイティブスピーカーなら誰でもできるというほど易しいものではありません。英語のネイティブスピーカーなら上手に英語を教えられる、というわけではないのと同じです。

技能実習生の日本語指導員として望ましいのは、もちろん①②の両方を兼ね備えたAタイプの指導員ですが、現実の講習の日本語指導員で最も多いのは、技能実習制度関連の知識はあるものの、日本語教育について学んだことがなく、関連知識や技術が不十分なBタイプの指導員です。まずはBタイプの指導員に求められる能力や資質、そして指導員自身の成長の可能性を考えてみましょう。

Bタイプの人へのアドバイス ▶▶ **日本語教育についての専門的な知識や技術がない場合、言葉に関する感覚がものを言います。**

母国で学んだ日本語の範囲を駆使してさまざまなやりとりができる技能実習生の指導を目指すなら、Bタイプの日本語指導員であっても、十分に役割を果たすことができます。

●技能実習生の既習事項を把握して、

使用する日本語の表現、語彙等をコントロールする力

この場合、日本語指導員に必要なものは、技能実習生が母国で学んできた日本語がどの程度かを把握することです。まず、技能実習生が母国で使っていた教科書を見て、既習部分で使われている表現を把握します。そして、指導員自身の日本語表現をできる限りその範囲内の日本語に限定(コントロール)するようにします。

日本語指導員は技能実習生にとって最初のコミュニケーションの相手です。指導員の言ったことがわかった、言いたいことが指導員に伝わったという「成功体験」を技能実習生にたくさん味わってもらうことが何よりの練習になりますので、技能実習生が理解できるように、指導員がコントロールして日本語を使うことが大切です。

入国後、名詞の語彙等は、新しいものをどんどん覚える必要があるでしょう。しかし、「～ました。」「～てください。」のような「表現のパターン=文型」は、既習項目だけでもどうにか意志疎通ができるはずなので、その範囲内でのやりとりを日本語指導員には目指していただきたいのです。

経験の浅い指導員には、自分の日本語をコントロールすることも難しいかもしれません。しかし、この日本語のコントロールは、これから先、長く技能実習生と関わって働くなら、日本語指導を担当するか否かに関わらず不可欠で、是非、磨いていただきたいスキルです。はじめのうちは、通じるつもりで言ったのに通じなかったということが多くでしょう。しかし技能実習生と接する経験を積むうちに、通じやすい表現が指導員の身につけていきます。そのことは指導員としての成長に直結します。

●技能実習の現場で使う日本語を

技能実習生・日本人従業員の双方に提案する力

入国前から日本語を勉強してきたのに、技能実習の現場では日本語が全然できないと言われる、ということがよくあります。監理団体の日本語指導員は、技能実習の現場を見る機会も多いと思いますが、そのような場合に、現場でどんなやりとりが行われているかよく観察して、技能実習生がどのように対処できるかを考える力が求められます。日本人と同じように言えなくても、技能実習生の使える範囲の日本語で、ど

う言えるか等を考えて、指導に活かしていただきたいのです。また、現場で日本語が通じない原因は技能実習生側だけにあるわけではありません。現場にいる日本人が日本語をコントロールすることで改善されることもたくさんあります。監理団体の指導員は、是非、日本人側にも働きかけて、どうすれば技能実習生に伝わりやすいか、指導員自身の経験を踏まえて伝えていただきたいと思います。

Cタイプの人へのアドバイス ▶ 的外れな指導にならないように、技能実習制度への理解を深め、実習の現場に役立つ日本語指導を。

日本語の教え方を身につけていれば技能実習生にとって良い先生になれるかといえば、こちらもそう簡単にはいきません。左の表のCタイプ、つまり、日本語の教え方は知っているけれども、技能実習制度についてはよく知らないという先生もいます。日本語学校に講習の日本語指導をお願いする場合に、このような先生が担当になる場合があります。

外国人に対する日本語の教え方を学ぶ場である「日本語教師養成講座」等では、日本語の文法等について、かなり高度なところまで踏み込んで取り上げます。その結果、実際の日本語の授業でも、文法をしっかり身につけることに重点が置かれて、難解な文法問題を解いていたりするかもしれません。しかしこれは技能実習生にとって、かなりの外れな指導です。日本語学校に依頼する場合は、実際に授業を担当する先生にも会って、技能実習制度について十分に理解していただき、技能実習生に必要な日本語について一緒に考えてもらえるように働きかけましょう。監理団体の担当者も任せっぱなしにせず、折に触れて授業を見学し、監理団体としての意見を伝える等、積極的に関わりたいものです。

すべてのタイプの人へのアドバイス ▶ 技能実習生の自主性に任せるのではなく根気よく練習につきあうことが必要です。

入国直後の技能実習生は、家族と別れて日本に来て、新しく始まった異国での生活にたいへん緊張しています。そのような状況では母国で学習したはずの日本語が話せないのは当たり前ですし、日本人の話す日本語が全く聞き取れないというのもよくある話です。講習の日本語指導では、技能実習生の緊張をほぐして、日本語を使ってやりとりできるようにすることがまず求められます。このためには、指導員がリードしつつ、技能実習生が日本語を使う「練習」にとことんつきあうことが大切です。「じゃあ、後は宿題にしますから、自分でやっておいてください」と技能実習生の自主性に任せるのではなく、世話をやいて根気よく練習につきあえるタイプの人のほうが指導員に向いていると言えます。その他、技能実習生が

質問しやすい、話しかけやすい雰囲気の人、というのも望ましい資質です。これらは左ページの表のどのタイプの指導員にも共通して言えることでしょう。以上、どうぞ参考になさってください。

2016年度

これからの日本語指導員向け講座のご案内

内容、会場等の詳細はJITCOホームページをご覧ください。

オンライン申込の他、1団体から複数名様でご参加の場合等は、申込用紙ダウンロード後、FAXかメールのご利用も便利です。どれも日本語指導の経験がない方もご参加可能です。具体的な日本語指導のイメージをつかんでいただけます。

☆ 日本語指導セミナー

「技能実習生のための日本語 みどり」簡易製本版+CD進呈!

講習の日本語指導を中心に「聞く」「話す」力をつける指導について考える1日のコースです。インターネットサイト「JITCO日本語教材ひろば」内の教材等もご紹介します。

賛助会員：10,000円 非会員：13,000円（1名）

10/26(水)東京、11/10(木)名古屋、11/11(金)広島、

12/9(金)水戸、1/19(木)大阪、1/20(金)福岡、2/10(金)東京

*** プログラム 9:30-16:30 ***

1. 講習の日本語指導のポイント
2. 講習の日本語指導計画
3. インターネットサイト「JITCO日本語教材ひろば」とサイト内教材の紹介
4. 「聞く」「話す」力をつけるための教室活動
5. 授業実習

☆ 日本語指導ワークショップ

テーマに沿ってピンポイントで考える約3時間のコースです。

賛助会員：5,000円 非会員：8,000円（1名1プログラム）

3/3(金)東京 AMプログラムB、PMプログラムA

プログラムB：日本語指導員のための日本語文法入門

プログラムA：はじめての日本語指導

どちらか1つのプログラムだけでも受講できます。

☆ 日本語指導オンデマンド

ご希望日にJITCOの日本語指導専門スタッフがお伺いします。上記のセミナーやワークショップの日程が合わない場合の他、企業内研修等にご利用いただけます。

賛助会員：5,000円 非会員：8,000円（1名）

1回約3時間です。講師の交通費を別途ご負担ください。

■ 技能実習生に対する日本語指導全般について、ご相談・ご質問を受け付けています。

能力開発部援助課 メール hiroba@jitco.or.jp

TEL：03-4306-1168

FAX：03-4306-1115

労務管理の窓から

Q & A

適正な労働契約の終了に向けて

技能実習制度は、技能実習生が日本の優れた技術・技能・知識を修得して、帰国後、母国の発展に寄与する制度です。しかし近年、技能実習生の途中帰国が増加しています。帰国理由は様々ですが、いかなる理由であっても監理団体・実習実施機関の身勝手な解雇は制度上大きな問題があります。今回は、適正な労働契約の終了、特に解雇について説明します。

Q₁ 労働契約の終了にはどのようなケースがありますか。

A₁ 次のようなケースが考えられます。① 解雇：使用者の一方的な意思表示による労働関係の終了、就業規則による懲戒解雇、② 辞職、自己都合退職：労働者の使用者に対する一方的な意思表示による労働関係の終了、③その他：労働契約の期間満了、死亡、休職期間の満了等

Q₂ 諸事情により技能実習生の解雇を検討しています。どのような場合に解雇することは可能ですか。

A₂ 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したもものとして無効となります。よって、解雇が正当と認められるためには、あらかじめ就業規則などで解雇事由を定めておく必要があります。さらに、技能実習生と労働契約を締結する際には、どのような場合に解雇されるかを明示しておく必要があります。

また、労働契約法において期間の定めのある労働契約（有期労働契約）では、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができません。技能実習生は有期契約ですので、この規定が適用され、契約期間中は原則解雇することはできません。

〔参照条文〕労働契約法第16条、17条

Q₃ 解雇できない場合があるのでしょうか。

A₃ 次の場合は解雇することができません。
 ①技能実習生が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間（打切補償^{*1}を支払う場合は除く）^{*2}
 ②産前産後の女性がそのために休業する期間及びその後30日間^{*2}
 ③女性の技能実習生が婚姻したこと、妊娠したこと、出産したこ

と等を解雇理由とすること

〔参照条文〕労働基準法第19条、男女雇用機会均等法第6条、第9条

- ※1 業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合においては、使用者は、平均賃金の1200日分の打切補償を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてもよい。（労働基準法第81条）
- ※2 ①②の場合であっても、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となり所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は解雇できる。

なお、業務上負傷し、又は疾病にかかった技能実習生が完治しないまま在留期限が切れる場合は、次のケースが考えられますので参考にしてください。

- 完治の見込みがある場合は、短期滞在を申請し、短期滞在中に治癒し、障害が残らなければそのまま帰国する。
- （短期滞在申請の有無にかかわらず）在留期限内に治癒しなかった場合は母国にて治療することができる。また、治癒し障害が残った場合は、等級に応じて障害補償給付を受け取ることができる。

さらに、以下の場合も解雇することはできません。

- 労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由とした解雇（労働基準法第3条）
- 労働者が事業上の法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告をしたことを理由とした解雇（労働基準法第104条）
- 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入したことを理由とした解雇（労働組合法第7条）

Q₄ 技能実習生を懲戒解雇できますか。

A₄ 懲戒解雇とは、職務規律に違反した場合や著しい非行があった場合に、事業主が労働者の責に帰すべき理由で解雇することをいいます。懲戒解雇の理由としては、長期の無断欠勤、会社の金品の横領、職務上での不正（軽微なものを除

く)、故意または過失で業務を妨害し、著しい損害を発生させた場合、犯罪その他の法令に抵触する行為で逮捕や起訴をされた場合などがあり、就業規則に懲戒に該当する事由を明記しておく必要があります。

なお、技能実習生を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該技能実習生の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効となります。

〔参照条文〕労働契約法第15条

Q5 やむを得ず解雇しなければならないときの手続きを教えてください。

A5 解雇をしようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければなりません。口頭での解雇通知も可能ですが、トラブルを避けるためにも文書による通知が望ましいでしょう。30日前に予告をせず即時に解雇する場合には、解雇と同時に、30日以上平均賃金(解雇予告手当)を支払わなければなりません。解雇しようとする日までに30日以上の余裕が無いときは、解雇予告した上で、30日に不足する日数分の解雇予告手当を支払うこととなります。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は技能実習生の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、この限りではありません。この場合においては、その事由について所轄労働基準監督署の認定を受ける必要があります。

また、技能実習生から請求があった場合は、退職事由等について証明書を交付しなければなりません。

さらに、技能実習生の解雇による退職の際に当該技能実習生から請求があった場合には、たとえ所定の賃金支払日が到来していなくても7日以内に賃金、積立金、貯蓄金その他名称を問わず、当該技能実習生の権利に属する金品を返還しなければなりません。また、請求から7日以内に技能実習生が出国する場合には、出国前に返還することとされています。その他、有給休暇の取得処理や公的年金脱退一時金の説明及び必要手続きについても必ず行ってください。

〔参照条文〕労働基準法第20条、22条、23条、39条、厚生年金保険法附則第29条

Q6 技能実習生を解雇する際の留意点を教えてください。また、解雇でトラブルになった例を教えてください。

A6 技能実習生が就業規則等の解雇事由に相当するような行為を行ったとの情報を得た場合であっても、実習実施機関は十分な調査により事実確認を行った上で労働基準法の規定による手続をはじめとする必要な手続を行わなければなりません。就業規則等の解雇事由に該当しているからといって、それだけで「やむを得ない事由」とは認められないことがあります。たとえば、解雇の理由として、作業場のミスが多い、勤務態度に問題がある、業務命令等に違反するなどの場合が考えられます

が、1回の失敗ですぐに解雇が認められるということではなく、技能実習生の落ち度の程度や行為の内容、業務全体への支障度合い、悪意や故意でやったのか、指導による改善の見込みなど、さまざまな事情を慎重に判断する必要があります。よって、技能実習生の働きが悪い、生活態度が悪いなどの理由で解雇することはできません。なお、解雇が正当かどうかについては、最終的には裁判所において判断されることになります。

また、期間の定めのある雇用契約を「やむを得ない事由」により解約する場合は、民法第628条の規定が適用になります。

〔参照条文〕民法第628条

当時者が雇用の期間の定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。

解雇を巡るトラブルについては、以下のような事例や相談があります。

- 解雇されたものの、不当解雇として労働組合を通じて訴え、復職した。
- 突然、解雇して来月帰国させると言われた。納得できないので労働基準監督署に相談する。場合によっては弁護士にも相談する。
- 許可を得て一時帰国したが、再入国してみると解雇したと言われた。入国管理局に訴えたい。
- 仕事が遅いという理由で解雇された。労働基準監督署に相談に行く。
- 損害賠償(賠償金)を請求された。もしくは、損害賠償を請求したい。

技能実習制度は、あくまでも技能・技術・知識を日本で修得・習熟して母国で活躍してもらう制度であり、労働力確保のための制度ではないことを理解することが必要です。

しかしながら、技能実習生によっては、レベルの差があるのは仕方が無い部分もありますので、母国における選抜時に実技試験等を通じて技能等をよく確認することが必要です。仮に来日後レベルの差が発覚しても、技能実習生のレベルアップを目的とした制度の理念上、根気強く指導することが大事であり、技能実習生を一人前に育てるという気概が必要です。上記を踏まえ慎重に検討した結果、それでも解雇せざるを得ないと判断した場合には、技能実習生本人に解雇事由を母国語にて十分説明し、本人は無論のこと送出し機関及び母国の家族とも合意を得た上で途中帰国とするよう配慮することが必要です。

◎最後に

技能実習生は夢や希望を持って来日しています。安易な解雇は今後の受入れにも影響を及ぼす可能性もあります。やむを得ず解雇せざるを得ない状況に陥ったとしても、慎重に判断し、回避できる方法を必ず模索してください。技能実習期間を満了し帰国することができるよう責任を持って対応をお願いいたします。



もっと

役立つ入管指南

実効性のある監理団体による監査とは

団体監理型技能実習では、監理団体の「責任及び監理」の下で技能実習活動が適正に行われていることを確認するため、監理団体は監査を実施し、その結果を地方入国管理局に報告することが義務付けられています。

本号では、監査に関する規定を再確認した上で、監理団体が実効性のある監査を実施するための留意点を中心に説明します。



1. 監理団体による監査

まず、団体監理型技能実習は、「監理団体」の「責任及び監理」の下に行われます。また、監理団体とは、技能実習生の技能等を修得する活動の監理を行う営利を目的としない団体をいい、団体要件省令の要件に適合する営利を目的としない団体、すなわち、商工会議所、商工会、中小企業団体、農業協同組合、(公益) 社団・財団法人その他の団体が該当します。

監理団体には、技能実習生を受け入れて知識を修得させるとともに、技能実習を監理(「技能実習1号口」については監理団体自らが策定した技能実習計画に基づいて行われる技能実習を監理)することが求められています。

技能実習制度における「監理」とは、技能実習生を受け入れる団体が、技能実習を実施する各企業等において、技能実習計画に基づいて適正に技能実習が実施されているか否かについて、その実施状況を確認し、適正な実施について企業等を指導することをいいます。

監査の対象期間の始期は、その技能実習生が講習を終了し、実習実施機関における修得活動が開始されたときで、監査は、「技能実習1号」、「技能実習2号」の技能実習活動が行われる時期を通じて行うこ

ととなります。

監理団体は、技能実習が監理団体の「責任及び監理」の下で適正に行われていることを確認し、また、実際の技能実習の状況を把握することによって問題発生 of 未然防止にもつながるものです。

2. 監査の種類

監査は、3種類に分類されます。監査の結果は、その監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告しなければなりません。また、監査を実施する時期の例を次ページの図に示してあります。

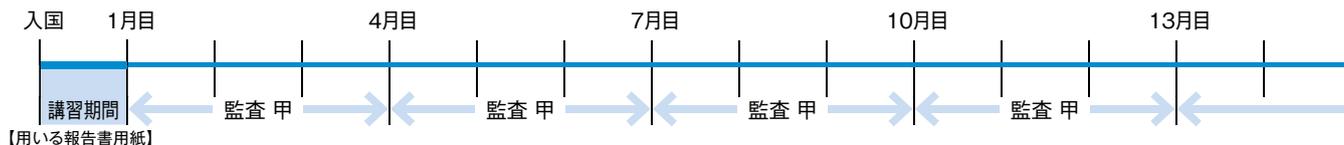
- (1) 通常の監査【団体要件省令第1条第3号】
 - ・3月につき少なくとも1回実施
- (2) 実習実施機関の不正行為を知った場合の監査【団体要件省令第1条第3号】
 - ・監理団体が実習実施機関の不正行為を知った場合に直ちに実施
- (3) 新規受入開始、不正行為による受入停止後に初めて受入を開始した場合の監査【法務省指針】
 - ・監理団体は最初の6ヶ月間は毎月監査を実施

3. 監査実施者

監査実施者は、当該技能実習の運営について責任を有する監理団体の役員(事業協同組合にあって

【監査を実施する時期】(例)

■通常の監査：少なくとも3月に1回実施



■①新規受入開始又は②不正行為による受入停止後に初めて受入を開始した場合の監査：監理団体は最初の6ヶ月間は毎月監査を実施



は、理事及び監事)とされており、また地方入国管理局に対する監査報告は当該役員責任の下に行われる必要があります。

なお、監査に関して、監理団体の当該役員が実習実施機関の経営者又は職員を兼務するときは、その実習実施機関に対する監査は監理団体の他の役員が行わなければなりません。

4. 監査の実施方法

監査を行うに当たっては、現地に赴き技能実習生の技能実習の実施状況を直接確認することが肝要です。その際、技能実習指導員などの担当者から状況を聴くだけでは、実際の技能実習の実施状況を十分に把握することはできません。

技能実習指導員などの担当者から状況を聴くだけでなく、可能な限り通訳を同行し、技能実習生本人から直接聴取の上、技能実習の進捗状況等を確認したり、その場で技能実習日誌の記載内容を確認するなどしたりして、技能実習の実施状況を把握することが大切です。

また賃金台帳その他の文書を実際に確認し、実習生の労働時間や賃金の支払が労働関係法令の規定に適合しているか確認する必要があります。

なお、監査の項目としては、

- ①技能実習の実施状況
- ②技能実習指導員の指導状況
- ③賃金の支払い状況
- ④宿泊施設の状況
- ⑤技能実習に係る問題の有無
- ⑥技能実習生の実習・生活状況
- ⑦技能実習生に係る中途帰国・行方不明の状況

などが挙げられますが、監査報告書には監理団体が指導した事項を含めて記載すべきとされています。

5. 監査において不正行為を認めた場合の対応について

監理団体が、2(1)の通常の監査又は2(3)の新規受入を開始した場合等における監査を通じて実習実施機関による不正行為を知ることがあります。そこで、監理団体が不正行為を認めた場合の対応について説明すれば次のとおりです。

(1) 不正行為の確認

監理団体は、実習実施機関において「不正行為」を知った場合は、次ページの図のとおり、直ちに監査を行い、不正行為の事実を確認し、その結果を当該監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局又は支局に報告することとされています。

この報告の対象となる行為は、上陸基準省令1号第16号の表の上欄に掲げられる「不正行為」は、不正行為の程度、態様にかかわらず、またその行為が「技能実習の適正な実施を妨げるもの」であるか否かを問わず、「不正行為」に該当するものすべてとされています。

したがって、監理団体においては、実習実施機関に対して、報告が必要な場面や内容を事前に十分に説明し、報告を怠ることがないように指導しておくことが肝要です。

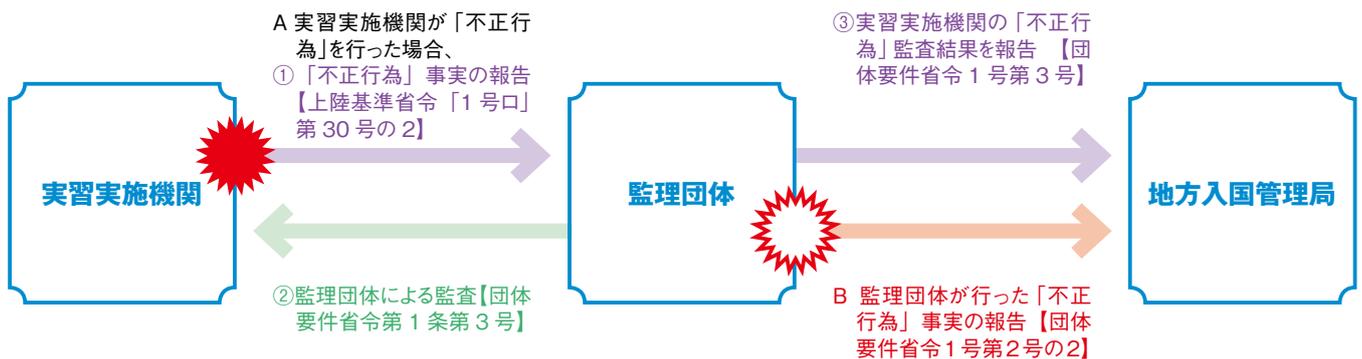
(2) 監理団体の実習実施機関に対する指導

監理団体は、実習実施機関において不正行為事実が確認された場合は、正常な状態に戻すべく直ちに不正行為事実を是正する必要があります。



「不正行為」に関する事実の報告

- 報告は、上陸基準省令「1号口」第16号の表に掲げられる「不正行為」が行われた場合が対象。
- 「技能実習の適正な実施を妨げるもの」に該当するか否かに関わらず、また、不正の程度・態様も問わない。



(3) 地方入国管理局への報告

監理団体が地方入国管理局に対して報告する際の留意点としては、次の点が挙げられます。

- 監査結果については、速やかに報告を行うこと
- 監査結果の際に技能実習生に直接確認したことについては、具体的な内容を報告すること
- 法務省指針における監査の視点に基づき、監査した結果について、具体的に報告をすること

6. 実効性のある監査

監査は、実習実施機関において行われる技能実習の実施状況(実習実施計画どおりの内容の技能実習が行われているかどうかなど)について行われるものです。

そこで、監査は、まず「技能実習1号口」(修得活動)の期間中においては、監査以外に監理団体に義務づけられている

- a 技能実習1号実施計画の策定
- b 訪問指導

と監査を組み合わせる考え方が、実効性のある監査の実施のポイントとなります。

まずは、技能実習1号実施計画について、実習実施機関と間で実習内容、実習のスケジュールなどを確認し、十分に意思疎通を図って策定します。その上で、1月につき少なくとも1回以上行う訪問指導により、策定した計画に基づいて、実習生の技能等の修得がなされているかなど技能実習の実施状況を確認し、実習実施機関に対し適正な指導を行うことを通じ、対象実習実施機関の監査のポイントが明らかになります。

また、監査の実施に当たっては、事前準備として、

対象の実習実施機関及び技能実習生に関する情報の整理をし、技能実習計画の確認、さらに雇用契約の内容の確認に加え、賃金台帳その他の文書を実際に確かめることにより、労働時間や賃金の支払が労働基準関係法令の規定に適合しているか確認します。

なお、監査を行う前に法務省作成「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」、及びJITCO作成「外国人技能実習制度における講習手当及び監理費等に関するガイドライン」などを参考にして監査の視点、手順、方法等をよく理解しておくことが大切です。

7. 終わりに

団体監理型技能実習では、監理団体は、日頃から実習実施機関との連携を持ち、監理の徹底を図ることが大切です。他方、実習実施機関は監理団体の責任と監理の下で初めて技能実習生を受け入れることができる関係にあり、日頃から監理団体が担う責任と監理が十分に果たせるよう、協力を行う必要があります。したがって、いずれか一方が、外国人技能実習制度の目的に沿わない無責任な行為を行えば、適正な受入れができないことになってしまいます。

いずれにしても、監査は、決してあら捜しをすることがその目的ではなく、適切に技能実習が実施されているかどうかを確認し、仮に不正行為が認められた場合、監理団体は実習実施機関に対し、直ちに不正行為の事実及び対応策の報告を行わせ、的確に指導を行うとともに、その監査結果(改善指導を含む)を地方入国管理局に報告することを通じて、技能実習の段階的なレベル向上が図られることになります。

海外情報

ベトナム傷病兵・社会省副大臣公文をめぐりベトナム政府窓口との協議の報告について

先般、2016年5月18日付で、当機構のホームページにて、2016年4月に東京で開催したベトナム人技能実習生の管理強化に関するセミナー（公文説明会）及び新公文について内容を報告致しました。当機構は、同説明会に引き続き、2016年4月12日、ベトナム労働・傷病兵・社会省及び同省海外労働局（以下 DOLAB）との協議を行いました。

DOLABとの協議での確認を通じて、新公文について DOLAB の運用が明らかになった内容について、以下のとおりご案内いたします。



定期協議の様子

1. 一つの監理団体がベトナムの送出し機関と契約できる数について
 - a. 一年間に99名以下の受入れを行う監理団体は、3社を超えない機関と契約できる。
一年間に100名から199名以下の監理団体は、5社を超えない機関と契約できる。
一年間に200名以上の監理団体は、ベトナムの送出し機関と数の制限なく契約できる
 - b. 各年の受入れ人数の起算は、前年の太陽暦の1月1日から12月31日までとする。
 - c. 監理団体が契約している送出し機関の契約数について、現在のところ、aに記載された公文の内容に相違する場合、監理団体は、2016年10月1日までに、公文内容を遵守した送出し機関数に修正する必要がある。もし、送出し機関との契約を取り消す場合は、DOLABへ報告しなければならない。
なお、以下の2.で言及された送出し機関は、監理団体が契約できる機関数にはカウントされない。
 - d. 監理団体がすでに3社もしくは5社の送出し機関と契約しているが、さらに技能実習生を受け入れる予定があるため、更に多くの送出し機関と契約したい場合には、受入計画（受入予定人数、受入時期、実習実施機関名）をDOLABへ報告する必要がある。DOLABは、既述の受入れ計画を踏まえて、送出し機関の契約数について承認するかどうかを検討する。
2. 監理団体と送出し機関との契約解除に伴う滞り中のベトナム人技能実習生の管理について

監理団体が送出し機関の契約を解除し新規に技能実習生を受け入れない場合でも、その送出し機関は滞り中の技能実習生の管理を継続しなければならない。両者（監理団体及び送出し機関）間の契約における権利と義務は、その技能実習生がベトナムへ帰国

するまで継続される。

3. 住宅費の控除について

- a. 技能実習生の給与からの住宅費の控除（講習期間は除く）は、20,000円／月を超えないこととする。ただし、東京、大阪、京都、名古屋に居住する技能実習生は、30,000円／月を超えないこととする。
- b. 今後、住宅費の控除の基準を調整することを検討する。

4. 総合保険について

総合保険は、送出し機関が監理団体と次のように交渉し同意していく。

- a. 監理団体は、保険料の全額もしくは一部を日本側で負担し、残りは技能実習生が負担するようにすること。
- b. 監理団体が保険料を負担しない場合で、技能実習生が総合保険に加入したい場合は、監理団体はその加入を援助する。保険料は、技能実習生が負担することになる。
- c. 送出し機関は、技能実習生に対し総合保険に関する情報を提供する責任を負う。加入するかどうかは技能実習生が決めることとなる。

5. 複数の送出し機関との契約締結について

技能実習生の利益を害する送出し機関同士の不当競争防止のため、監理団体がベトナムの複数の送出し機関と契約する場合、新たに締結した送出し機関との契約条件は、既存の送出し機関との契約条件を下回ってはならない。

監理団体が新たに契約した送出し機関との条件が既存の送出し機関との契約条件を下回っているが、4月6日付け No.1123 公文に規定された条件は確保されている場合、監理団体は、DOLAB に対し、文書で説明する必要がある。新しい送出し機関との契約条件が不当競争に基づくものではない場合には、DOLAB は承認することを検討する。

6. 上述の内容について、2016年4月12日から実施する。

4月12日以前に入国した技能実習生は、（技能実習生の利益に関する）条件について、上述の規制の適用外となる。

但し、2016年4月12日以前に入国した技能実習生の利益状況がここに同意した内容より低い場合はその技能実習生の利益状況を調整することは、歓迎される。

【ベトナム側問合せ先】在日ベトナム大使館 労働部（日本語対応可）

住所：151-0062

東京都渋谷区元代々木町10-4 Wact 代々木上原ビル2F

電話番号：03-3466-4324

E-mail: banqlldnhatban@gmail.com

本件に関する問い合わせ先：

公益財団法人 国際研修協力機構

国際部国際第一課 TEL 03-4306-1150

JITCO では、送出し国事情や認定送出し機関などについての情報提供を行っています。

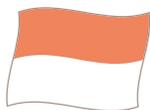
お問い合わせ先 TEL：03-4306-1150 / 1151
◆ 国際部 ◆ FAX：03-4306-1112

技能実習生

お国ぶり・暮らしぶり

あなたの国のお祭り事情

今回のテーマは「お祭り」。お祭りというと、どんなイメージを抱きますか？ 春であれば桜祭り、夏であれば花火に御輿、秋は収穫祭に冬は雪祭り……など、日本では四季折々に、全国各地でお祭りが催されています。技能実習生の母国でも、季節にちなんだお祭りから、その国ならではの歴史や宗教を背景としたもの、国際交流の一端を担うもの、ユニークでエネルギッシュな国民性が感じられるものなど、様々なお祭りが行われているようです。各国のお祭りの様子を覗いてみましょう。



インドネシア

秋谷 恭子(JITCO 母国語相談スタッフ)

民族色、宗教色ともに「多様性」を大切に

お祭りと言って思い出すのは、8月17日の独立記念日です。インドネシアは、1945年8月17日に共和国として植民地支配から独立し、毎年この日を記念日として、政府、大統領を中心に国をあげて盛大にお祝いをします。そして市民はこの日に、panjat pinang(パンジャット・ピナン)とうお祭りに興じます。さていったい、どんなお祭りでしょうか？

パンジャット・ピナンのpanjatは登る、pinangは檳榔(ピンロウ)で、高さ15mにも育つヤシ科の熱帯樹木のことで、ピンロウの木のとっぺんに、これでもかと高額、低額の景品をぶら下げて、木の表面にオイルを塗ります。オイルで滑る木を町内の若者が必死に登って景品を獲得するという「木登りお宝争奪ゲーム」なのです。高額の景品を獲得した暁には、家族に胸を張ることができます。

今でこそ観光客向けに開催されることもありますが、元々は独立記念日にのみ催されるレクリエーションで、いわば地区運動会のようなもの。技能実習生も、何かのタイミングできっと経験していることでしょう。大人達は、若者がオイルでドドド、ギトギトになっていく様子を囁し立て、まだ幼い子ども達は、滑稽な兄貴分を見て大笑いし、将来の自分に重ね合わせ、デビューを夢見ます。年頃の女の子達は、滑稽でも逞しい若者の姿を遠くから見守るという感じ。なんだか懐かしく、優しく、微笑ましい気持ちになる光景です。私は、まだジャカルタが現在の発展を遂げる前に、テレビや自転車が木のとっぺんにぶら下がっているのをバスの窓越し

に見て仰天し、「わ〜! 活気が漲っている! インドネシア、凄い!!」と、興奮したことを覚えています。

またインドネシアには、宗教色の濃いお祭りも各地で行われます。それぞれの宗教行事に合わせて国民の休暇が設定されていることから、国家的スローガンである「多様性の中の統一」のために、各宗教が尊重されていることがわかります。

特に注目したいのが、インドネシア人口の約90%を占めるイスラム教徒の最大のお祭りです。一般にLebaran(レバラン)と呼ばれています。約1ヶ月間にわたる断食の最後に迎える行事で、日本の大晦日や元日に相当するイメージです。レバランでは帰省のため大移動が起こります。新しい服に身を包み、大家族が集い、レバラン料理を食べ、年長者に敬意を表し、Mesjid(ムスジッド、イスラム寺院)で集団礼拝を行います。

また、ヒンドゥー教徒の多いバリ島では、常にどこかの村で宗教行事が行われ、その独特の風習は、日常の生活に溶け込み、どこか優雅で、ゆったりした時間が流れていると感じさせます。私達の心を休ませる光景として存在しているかのように。ほかにも、華人の旧暦の正月(Imlek)、キリスト教徒のクリスマス(Natal)が一年の中で大きな宗教行事として存在しています。

また、日本人とインドネシア人の間には、植民地時代からの長い交流によって深まった絆があり、「ジャパンフェス」も開催されています。ジャカルタだけでなく、地方都市でも日本を紹介する機会として、現地の人々で賑わっています。内容は、日本のお祭りを思わせる盆踊りや、浴衣や半被の着付け、神輿や屋台、茶道や華道などの文化活動、アニメやコスプレなど。さらに日本的な「カワイイ」ものを紹介したり、お笑い芸人をゲストとして招いたりなど、現地の日本人会が

趣向を凝らしています。故郷に帰国した元技能実習生達の多くも訪れていることでしょう。

インドネシアには、ここでは紹介しきれないほどのお祭りが各地にあります。また機会があれば、ご紹介したいものです。



中国

羌 国華(JITCO 元母国語相談スタッフ)

古来のお祭りに見る 儒教、仏教、道教との結びつき

中国は多宗教の国で、儒教、仏教、道教、イスラム教、キリスト教等が信仰されていますが、お祭りの歴史をひもとくと、特に儒教、仏教、道教と密接な関わりがあります。

まずは儒教との関わりをご紹介します。儒教は、春秋時代(紀元前770~476年 ※ 諸説あり)に孔子を始祖としてまとめられた思想体系で、のちに歴代の王朝が国教として崇めるようになりました。

日本語の「お祭り」にあたる中国語の「祭祀」は、儒教の教えでは、神や祖先をまつることを表します。儒教では「周礼」「儀礼」「礼記」等の経典を通じて、その方法(礼)を説いており、祭祀の対象となるのは、天地の神、祖先神(亡くなった祖先が生きている者に影響を与えると考え、信仰する)や人鬼(人が、怨恨や怒りによって変化)などです。祭祀には等級制があり、もっとも身分の高い皇帝が天地の神を、諸侯大名が山川の神を、士族や庶民は祖先と竈神をまつりました。

「祭祀」という言葉の「祭」には、天地の神や祖先に対して自らの仕事を報告する意味合いが、「祀」には、将来について指導や啓発を与えるように祈る意味合いがありました。昔は、皇帝が軍隊を率いて戦争に赴く前に祭祀を、また明や清時代の皇帝は、毎年冬至の日に、北京で豊作を祈る祭祀を行ったと伝えられています。

中国各地には、儒教の祖である孔子をまつた「孔子廟」(廟は寺院、神祠のこと)が存在します。その代表格は、南京市・秦淮河のほとりにある「夫子廟」です。宋の時代(1034年)に建てられ、現在では毎年、旧正月から旧暦の1月15日まで、ランタン祭りとして知られる「金陵灯会」が行われます。多くの屋台が並び、数十万人が訪れるという盛況ぶりで、一大観光地となっています。

現在に伝わるお祭りには、仏教(中国には2千年前にインド

から伝わりました)、道教(中国で生まれて1700年余りの歴史を有します)に関連した「廟会」(びょうえ)があります。廟会は、日本で言うならば、神社仏閣での縁日です。仏教において廟会は、お釈迦様の誕生日に御輿を巡行し、音楽を奏で、雑技を披露したのが始まりだと言われています。道教では、明時代に始まった、都市の守護神・城隍神(じょうこうしん)の信仰に関連しています。官吏が地方に赴任すると、まずその地の城隍神の廟を参拝しました。また一説では、甘粛省臨澤県では、清明節(せいめいせつ)に、木でかたどった城隍神を御輿に乗せ、町を練り歩いたとあります。後々に、城隍廟には商店が軒を並べるようになり、ひいては繁華街となり、上海や西安の城隍廟は、観光名所となりました。

このようにお祭りは、もともとは宗教色や政治色の強いものでした。唐の時代に仏教・道教・儒教がそれぞれ全盛期を迎えると、神を楽しませるための舞踊やお芝居の要素が加わりました。時代が経るにつれ、お祭りから宗教色や、政治や等級制度の影響が消え、今では中国のお祭りは庶民のため、娯楽のため、また商業のためと変化しています。

このほかにも、中国には先人をまつる三大鬼祭りとしての清明節(旧暦の4月5日)・中元節(旧暦の7月15日)・寒衣節(旧暦の10月1日)、無病息災を願う端午節(旧暦の5月5日)、家内安全を願う竈神祭り(旧暦の12月23日)などがあります。これらの中には日本に伝わったものもあり、みなさんにお馴染みのお祭りもあることでしょう。



タイ

長島 文雄(有限会社 アジアンネットワーク代表)

水や川にちなんだ お祭りが迫力満点

タイでは、年間を通してたくさんのお祭りがあります。タイの人は、とにかく何かにつけて騒ぐ(楽しむ)のが好きな人達です。ですので、たとえ神聖な宗教的なお祭りであっても、最終的には宴会になってしまう傾向があります。

さて、一番有名なお祭りはというと、何と言っても「ソングラン」です。このお祭りは、別名「水かけ祭り」とも呼ばれています。タイ全土で行われるほか、隣国のミャンマーやラオス、カンボジア、中国の雲南省でも行われています。

このお祭りはタイ暦の新年を祝うもので、基本的にはタイの正月に当たる新暦の4月13日、14日、15日の3日間で

す。この期間には国中の人達が「サワディー・ピー・マイ（新年明けましておめでとう）」と言って、朝から夜まで老若男女がお互いに水をかけ合うのです。元来は、仏像や仏塔、家族の年長者などの手に水をかけ、お清めをするという風習だったのですが、いつの間にか大げさな行為になったようです。本来は伝統衣装を着るのですが、最近では水に濡れてもいように、ハワイ風のアロハシャツを着ている人が多いです。完全に無礼講で、外国人観光客でも容赦なく水をかけられます。もし水をかけられても怒ってはいけません。微笑んで「コーブ・クン（ありがとう）」と言いましょ。バケツで水をかけられることもありますので、外出する時には注意が必要です。

ただ困ったことに、お祭りの期間は走行中の自動車やオートバイクにも水をかけてきますので、毎年交通事故が多発します。特にオートバイクは危険なので、お祭りの期間は乗らないようにするのが無難です。また、お祭り気分の飲酒運転による事故も多く発生しています。

次に有名なのは、「ローイクラトン」でしょう。陰暦12月の満月の日の夜に、川の女神へ感謝の念を込めて祈りを捧げ、ロウソクや線香に火を灯したクラトーン（灯籠）を川などに流す、古くから伝わる儀式を行います。日本の灯籠流しに似ていますね。クラトーンにつけた火がいつまでも消えないと、願いが成就すると言われています。また、コムローイと呼ばれる熱気球を上げる習慣もありますが、最近ではこのコムローイが、飛行機の運航の安全を妨害するとして禁止される傾向にあるのです。ちょっと悲しいですね。

あと、「ロケット祭り」も迫力があります。これは農作物の豊穰を祈るお祭りで、開催時期はその土地により様々です。何を行うかという、大小のロケット花火を打ち上げます。日本の花火とは異なり、美しさを競うのではなく、どこまで高く打ち上げることができるかを競います。ロケットが空高く上がれば、雨に恵まれて五穀豊穰となると言われています。このロケットは、必ずしも職人が作っているわけではありません。そのために、打上げに失敗することもしばしばです。失敗すると、そのチームの人達は罰として、ぬかるんだ泥溜まりへ突落とされ、全身泥だらけとなります。

それから、ロップリーで毎年11月に行われる「モンキー・フェスティバル」も面白い。この町には野生のサルがたくさんいるのですが、ある事業者が、経営するホテルにサルのロゴを使い始めたところ事業が好転しました。そこで、サルたちにお礼をしようと考え、供物をささげたのがお祭りの

由来だそうです。お祭りの日は、サルの好物である果物などが町中に積み上げられ、町にいるサル達に振る舞われるのです。



フィリピン

土橋 美沙(東京外国語大学 言語文化学部4年)

敬虔さと陽気さと —キリスト教国ならではのお祭り—

フィリピンの魅力を語る上で欠かせないお祭りの文化、Fiesta (フィエスタ)。東南アジア唯一のキリスト教国でもあるこの国では、歴史や宗教と深く密着していたり、エネルギー溢れるダンサーの踊りを楽しめたりと、それぞれに特徴のあるお祭りが年間を通じて多く開催されています。

フィリピンのお祭りの中でも、最大とも言える盛り上がりを見せるのは、毎年1月の第3日曜日にセブシティで行われるSinulog (シヌログ) です。希望や幸福への想いを胸に、サント・ニーニョ(幼きイエス)を祝おうと多くのダンサーが力強い踊りを繰り広げる姿はまさに圧巻。煌びやかな衣装やメイク、迫力満点のパレードを存分に楽しむことができます。また参加者は白いシャツを着て、お互いにカラフルなペンキをかけ合うのが近年のトレンドなのとか。街中に流れる音楽とともに、フィリピンの陽気な雰囲気味わえること間違いなしのお祭りです。

陽気なシヌログとは対照的に、厳かな雰囲気包まれたお祭りもあります。毎年4月の金曜日(聖金曜日)に、マニラ首都圏に近いパンパンガで開催されるCutud Lenten Rites(クトゥッド・レンテン・ライツ)では、キリストの受難を悼もうと、人々が当時のキリストの行動を模倣して十字架を背負い、丘に登ります。参加者の中からキリスト役として選ばれた3人は、十字架に磔(はりつけ)にされることも。鞭で赤くなった背中を、勇者の証のように誇る参加者もいます。背中を鞭で叩きつけて歩き続ける姿を見ると、だれもが「宗教」について考えさせられるはず。会場は真剣な眼差しで彼らの姿を見守る観客で賑わい、各国から報道陣が集まることもある珍しいお祭りです。

一方、フルーツでお馴染みのダバオで毎年8月に開かれるのはKadayawan sa Davao(カダヤワン・サ・ダバオ)。人々が自然の恵みに感謝して収穫を祝うとともに、来年の豊作を願うお祭りです。地元の人々が伝統文化を披露する機会

もあり、伝統的な民族衣装や楽器の演奏を楽しむことができます。色鮮やかなコスチュームと精巧に作られたアクセサリーを纏った姿を見ることができる、とても貴重なお祭りです。

地域を活性化させようと現地の人々の声から始まったのは Masskara Festival とされるバコロド地方のお祭りです。「kara」はスペイン語で「顔」を意味し、カラフルなマスクをつけたダンサーや地元の参加者がパレードを練り歩きます。バコロドはネグロス島最大の都市でもあり、別名は「微笑みの都市」。その名の通り、街全体が笑顔で溢れる様子からは、フィリピンが放つエネルギーの強さをきくと感じられるはず。

この他にも様々なお祭りが各地で開催されており、地域ごとに異なる魅力を楽しむことができます。私自身フィリピンに1年間留学していた頃は様々なお祭りに足を運びました。旧友との話に花を咲かせるおばあさんや、美味しい食べ物を満喫する子ども達。新たな人との出会いを楽しむ笑顔の大人達。行く先々で、思い思いにお祭りを楽しむ人々の心に触れられたことが、フィリピン文化のより深い理解につながったと感じています。お祭りの楽しみ方は人それぞれ。その土地に根付いた文化や人々の気持ちに想いを馳せながら、現地を訪れる際には、魅力溢れるフィリピンのお祭りをぜひ堪能してみてください。



ベトナム

ファム・ラン・アイン(JITCO 元母国語相談スタッフ)

子ども達が主役の「中秋節」のお祭り

お祭りはベトナムでも、日本と同じように年中、どこでも行われますが、なかでも、唯一全国的に行われる「お祭り」が、Tết Trung Thu(テット チュントゥ 中秋節)のお祭りです。中国文化圏に属するベトナムは、中国から様々な影響を受けています。中秋節はその一つで、旧暦の9月15日に行います。日本でいう「お月見」に相当するでしょうか。

日本と違うのは、ベトナムのテット チュントゥは 子どものためのお祭りだということです。おもちゃやゲームなどがなかった時代、子どもにとってこのお祭りは年に一度の待ち遠しいイベントでした。何しろお菓子や果物がたくさん食べられるし、欲しいものがあれば親が買ってくれるからです。

子ども達はテット チュントゥの1ヶ月前から、お祭りの準備を始めます。まずはザボンの種を鉄線に通した「ひも」を作り

ます。ベトナムでは秋になると、いろいろな果物が採れますが、一番安くておいしいのがザボンです(日本の鹿児島県や高知県で栽培する文旦が近いでしょうか。私は日本で文旦を見かけたら、懐かしくなって必ず買います)。このザボンを食べた後、種の皮をむき、細い鉄線にびっしりと通して、天気の良い日に干します。たくさんのザボン種のひもを作った子は得意げになります。これを何に使うのかは後ほど説明します。

ザボンのほかにもテット チュントゥに用意するものがあります。食べ物では大福のような生月餅 Bánh dẻo (バン ジェオ) と焼き月餅 Bánh nướng (バン ニュオン)、おもちゃでは Đèn ông sao(デン オン サオ)です。

私が幼い頃、月餅はこのお祭り以外では食べられない、珍しいお菓子でした。今は中秋節が近くなると、伝統的なお店はもちろん、大手企業も販売市場に参画し、各種とりどりの月餅を販売します。自分で食べるために買ったり、お土産のために買ったりします。あるいは作るのが好きで腕自慢をする人達もいて、月餅を作っては友達にプレゼントしたり個人で販売したりする現象も見られます。

一方、おもちゃのデン オン サオは、「星形のランタン」です。細い竹で星の形を作り、表面に赤や黄色のグラシン紙を張って、内側に手持ちのろうそくを立てをつけます。

十五夜の当日は、家族全員で宴会をします。テーブルに月餅などのお菓子や、ザボンや柿などの果物を並べるなど、大人は準備で大忙しです。ザボンはそのままでも飾りますが、子どもを喜ばせるために果物かごに工夫して盛り付ける人もいます。例えば、ザボンの皮を花の形に彫ったり、房をむき出してワンちゃんの形にしたり。見た目も楽しいし、子どもでも食べやすいのです。若い親達の間では、ザボンの形をいろいろと工夫した果物かごを作り、立派なテット チュントゥのパーティーを行うのが流行らしいです。

大人が宴会の準備をしている間、子どもたちはランタンパレードに参加します。デン オン サオに小さいろうそくを立てるか、ランタンを持っていない子は、ザボン種のひもを燃やして、歌いながら歩き回ります。ベトナム戦争当時は、電気の消えた街で、その風景と明かりを見て、何とも言えない気持ちになったものでした。

もう何十年もベトナムでテット チュントゥ祭りを楽しむことができずにいますが、インターネットやソーシャル・ネットワークが普及した現在、遠い日本からも、現地のテット チュントゥの様子を見て楽しめることが、とても嬉しいです。

JITCO ニュース

【技能実習生への注意喚起のお願い】 ネット犯罪に巻き込まれないでください!

技能実習生がネット犯罪に巻き込まれる事例が報告されています。技能実習生の中には、犯行組織の勧誘に応じて銀行口座を他人に譲渡する、不正送金先口座から現金を引き出す等の犯罪に加担しているケースが見受けられます。

事件に関与した技能実習生は、インターネットの求人広告や知人からの勧誘等により、アルバイト感覚で自己名義の預貯金通帳等口座を他人へ譲り渡す、不正送金先である他人名義の口座から現金を引き出す等、自らの行為が犯罪になるとの自覚がないままに犯行に加担する場合や、犯罪であることを知りながら、「知人からの依頼で断り切れなかった。」等、犯行組織が技能実習生を言葉巧みに勧誘し、犯行に利用している場合があります。

▼「警察庁作成リーフレット」(中国語・英語)

技能実習生がこのような形で犯行組織に利用された場合には、犯罪行為に加担したとして自らが逮捕、検挙される恐れがあるとともに、技能実習制度全体に対する信頼を大きく損なうことにもなりかねません。

監理団体・実習実施機関の皆様には、技能実習生が甘い誘いに安易に応じて犯罪に加担することのないよう、また、技能実習生の預貯金口座管理や帰国時の解約手続きを徹底するよう、繰り返し注意喚起していただきますようお願い申し上げます。

当機構ホームページより、警察庁が作成した技能実習生向けのリーフレットと当機構作成のリーフレットをダウンロードできますので、ご利用ください。

🌐 http://www.jitco.or.jp/stop/net_crime_prevention.html

▶お問合わせ先

総務部 企画調整課 TEL:03-4306-1104

▼「当機構作成リーフレット」

(中国語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語・英語)

日本への食品(くだもの等)・植物類の持ち込みについて

日本への食品(くだもの等)・植物類の持ち込みについて、農林水産省横浜植物防疫所より、注意喚起、周知に関する依頼がありました(文末に掲載)。農林水産省横浜植物防疫所によれば、最近、技能実習生による食品(くだもの等)・植物類の日本への持ち込み事例が増加傾向にあるとのことです。

ご高承のとおり、食品(くだもの等)・植物類には、病害虫が海外から侵入することを防ぐため、日本への持ち込みが禁止されているものや持ち込む際に検査が必要なものがあります。

技能実習生が、これらのものを母国から日本に持参する場合、空港等での検査に大幅な時間がかかったり、持ち込めないことがあります。また、母国の家族からの送付物についても同様の取扱いがされることがあります。

技能実習生が知らなかったことにより、このような不本意な結果を招くことがないよう、監理団体・実習実施機関の

▼植物防疫所ホームページ(植物防疫所ホームページから抜粋)



皆様におかれましては、技能実習生等(特にこれから来日予定の技能実習生)に対し、日本への食品(くだもの等)・植物類の持ち込みに関する正しい知識を予め周知、広報していただきますようお願い申し上げます。

「日本へのくだものなどの植物類の持ち込みについて」

平成28年7月11日農林水産省横浜植物防疫所

農林水産省植物防疫所は、日本への病害虫の侵入を防ぎ、日本の農業生産を守ることを目的として、植物防疫法に基づき、輸入植物の検査を行っている機関です。

近年、東南アジア等から来日する技能実習生が持ち込む食品類(野菜、果物、精米等)の中に、我が国が輸入を禁止している生果実等が発見される事例が増えていますが、その理由の一つは、植物検疫制度の理解が十分浸透していないことと考えております。

植物防疫所の検査を受けずに植物類を持ち込んだ場合は、植物防疫法の規定により罰則が科せられることもあります。

つきましては、植物検疫制度(輸入禁止品等)について、植物防疫所ホームページの次の情報を参考にしてください。

【植物防疫所ホームページ】

④ <http://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

【植物防疫所リーフレット(多言語リーフレット)】

⑤ <http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/leaflet/index.html>

▼中国語リーフレットの例(表面)



JITCO ニュース

▼中国語リーフレットの例(中面)



▶お問合わせ先

総務部 企画調整課 TEL:03-4306-1104

雇用契約書等の母国語表記等に係る確認について

2016年5月31日付で、東京入国管理局から、「雇用契約書等の母国語表記等に係る確認について(お願い)」と題する文書が同局管内の監理団体に対して発出され、その後、東京入国管理局以外の地方入国管理局からも各管内の監理団体に対して同様の通知がなされました。同文書の要点は次のとおりです。

【文書の要点】

諸申請に当たり、実習実施機関における労働条件を申請人が理解したことを証する文書の提出を求めています。母国語の表記がなく、技能実習生が契約内容を十分に理解しているのか必ずしも明らかではない雇用契約書等が見受けられることから、今後の諸申請に当たっては、以下の点に留意願います。

- 在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請において地方入国管理局に提出する書類のうち、技能実習生本人が署名するものについては、技能実習職種名、技能実習場所及び実習実施機関名を含め、すべての文面に日本語に加え母国語による表記を行うこと。
- 母国語の表記漏れのある雇用契約書等の提出があった

ときは、母国語の表記があるものを再作成し又は技能実習生が雇用契約書等の内容を理解している旨の文書を併せて提出する必要があること。

この取扱いについてご質問がある場合は、各地方入国管理局(技能実習を所掌する審査部門)あてに直接お問い合わせください。

なお、本文書の通知に関し、監理団体の皆様からJITCOに対して多く寄せられている照会事項をQ&A方式にて取りまとめホームページに掲載しましたので、ご確認願います。また、各言語別の資料(書式など)につきましてもホームページに掲載していますのでご利用願います。

▶お問合わせ先

出入国部 企画管理課 TEL:03-4306-1126

技能実習生受入れ実務セミナー ～団体監理型コース～地方開催のお知らせ

本年度、地方で開催する技能実習生受入れ実務セミナーの会場が決まりましたので、お知らせします。

なお、制度改正等によりカリキュラム内容が変更になる可能性もあります。

◆技能実習生受入れ実務セミナー～団体監理型コース～

●福岡会場

【日程】11月10日(木)～11日(金)

【会場】電気ビル本館 7号

●大阪会場

【日程】12月8日(木)～9日(金)

【会場】大阪駅前第3ビル ティーオージー

詳細はJITCOホームページ「お知らせ」を参照してください。

🌐 <http://www.jitco.or.jp/press/detail/2419.html>

▶お問合わせ先

企画部 企画課 TEL:03-4306-1156



JITCOの教材

新刊の紹介 2016年10月1日から販売!!

★新たにフィリピン語版を刊行!!

日本の生活案内(改訂版) (賛助会員は割引)

- フィリピン語版、中国語版、英語版、インドネシア語版、ベトナム語版、タイ語版
- ミャンマー語版、カンボジア語版

定価：各1,782円(本体1,650円+税) A5判 174頁

定価：各1,836円(本体1,700円+税) A5判 174頁

このたび「日本の生活案内」に新たにフィリピン語版を刊行しました。

この本は、初めて日本で暮らすことになった技能実習生が日本の生活にいち早く適応するために最低限知らなければならないさまざまな情報、住宅の利用の仕方や食事のエチケット、ゴミの出し方、ショッピングの注意、一般的な交通ルールや自転車の正しい乗り方などの生活ルールや社会マナーを絵解き入りで具体的に紹介するとともにマイナンバー制度も取り上げております。また病気になってしまったとき、病院で症状などを説明するときに便利な患部別の用語や病気症状の用語などを約200語収録しています。母国語と日本語との対訳形式でイラストを用いてわかりやすく解説しています。

早く日本人の生活を知り、慣れ、誤解や批判の対象とならずに快適な生活を送れるようになるための支援書で、技能実習生一人ひとりに配付しご活用ください。

なお、既刊本として中国語版、英語版、インドネシア語版、ベトナム語版、タイ語版、ミャンマー語版、カンボジア語版を刊行しています。



外国人技能実習生のための専門用語対訳集(ミャンマー語・カンボジア語) (賛助会員は割引)

- 基本作業用語 ■安全衛生・技能実習用語

定価：各702円(本体650円+税) 手帳サイズ 各64頁

専門用語対訳集に新たにミャンマー語版とカンボジア語版の全職種に共通して使用できる「基本作業用語」と「安全衛生・技能実習用語」の2種類を刊行するとともに、ベトナム語版とフィリピン語版に下記の6職種を新たに追加いたしました。

この対訳集は、技能実習を行う作業現場で用いられる比較的使用頻度の高い単語200語位を厳選し、母国語(ミャンマー語とカンボジア語)と日本語との対訳形式でイラストを用いてわかりやすく解説しています。

技能実習現場ですぐ活用できるよう手帳サイズにコンパクトにまとめてありますので、技能実習生一人ひとりに配付しご活用ください。また、技能実習担当者の方も使えるように編集されています。

ベトナム語版(6種類) 定価：各702円(本体650円+税)

- 建築大工・建設機械施工・機械保全・食鳥処理加工・電気機器組立て・鉄工

フィリピン語版(6種類) 定価：各702円(本体650円+税)

- 型枠施工・溶接・鉄筋施工・機械加工・建築大工・プラスチック成形

なお、既刊本として、中国語版(24職種)、インドネシア語版(13職種)、ベトナム語版(12職種)、フィリピン語版(2種)を刊行しています。



(復刻版)外国人研修におけるトレーニングテキスト (賛助会員は割引)

- 旋盤加工コース(140頁) ■仕上げ(金型仕上げ)コース(176頁) ■鋳造コース(197頁)
- 電気めっきコース(170頁) ■内装仕上げ施工コース(236頁)

定価：各2,160円(本体2,000円+税) B5判

この復刻版は、絶版とした「外国人研修におけるトレーニングテキスト」(1993年度版～1994年度版)の日本語版を本文は当時のままの状態で作本したものです。現在販売している「職種別研修/技能実習テキスト」と比較すると漢字に読みがながなく、日本語の難度が高めになっており、また確認問題や用語集も付いていません。ただ、内容は指導員も活用できるよう若干詳しく解説しています。

本書は、技能実習が効果的に行われるよう各職種別分野について、作業ごとに「課題→留意事項・使用設備・工具・材料・教材等→作業手順→課題ごとの評価(研修生の自己評価)」の手順で、習得すべき基礎的な技能と知識を写真や図解を用いてまとめたものです。

なお、既刊本として「建築配管コース」「左官コース」「建築板金コース」の3職種のほか、さらに「外国人研修におけるトレーニングテキスト」を見直した「職種別研修/技能実習テキスト」として日本語13職種、中国語1職種、「外国人研修におけるトレーニングテキストCD版」には日本語17職種、中国語19職種が用意されております。



※今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→有料教材→「教材のご案内」をご覧ください。

【教材に関するお問い合わせ先】 JITCO教材センター

電話：03-4306-1110

Fax：03-4306-1116

E-mail：publication_center@jitco.or.jp

	内容	場所	担当部	TEL	
10月	4(火)	スキルマップ特別講習会シリーズⅢ「実習生にヨッシャ感が湧く職場指導の心得」	栃木	能力開発部移行業務課	03-4306-1185
	5(水)	技能実習制度説明会	東京	企画部相談課	03-4306-1160
	7(金)	JITCO交流大会	東京	総務部企画調整課	03-4306-1104
	7(金)	安全衛生セミナー	松山	能力開発部対策課	03-4306-1176
	13(木)~14(金)	技能実習生 受入れ実務セミナー ー団体監理型コースー	名古屋	企業部企画課	03-4306-1156
	14(金)	安全衛生セミナー	福岡	能力開発部対策課	03-4306-1176
	26(水)	日本語指導セミナー	東京	能力開発部援助課	03-4306-1168
	27(木)	技能実習指導員セミナー	高松	能力開発部移行業務課	03-4306-1185
	28(金)	安全衛生セミナー	仙台	能力開発部対策課	03-4306-1176
	28(金)	技能実習生 受入れ実務セミナー ー企業単独型コースー	東京	企業部企画課	03-4306-1156
11月	2(水)	技能実習制度説明会	東京	企画部相談課	03-4306-1160
	4(金)	安全衛生セミナー	岡山	能力開発部対策課	03-4306-1176
	10(木)	日本語指導セミナー	名古屋	能力開発部援助課	03-4306-1168
	10(木)~11(金)	技能実習生 受入れ実務セミナー ー団体監理型コースー	福岡	企業部企画課	03-4306-1156
	11(金)	安全衛生セミナー	金沢	能力開発部対策課	03-4306-1176
	11(金)	日本語指導セミナー	広島	能力開発部援助課	03-4306-1168
	15(火)	スキルマップ特別講習会シリーズⅢ「実習生にヨッシャ感が湧く職場指導の心得」	東京	能力開発部移行業務課	03-4306-1185
	25(金)	技能実習生とのコミュニケーション実践講座(ベトナム語)	東京	企画部相談課	03-4306-1160
	29(火)	技能実習指導員セミナー	福岡	能力開発部移行業務課	03-4306-1185
	30(水)	申請書類の書き方講習会	東京	出入国部企画管理課	03-4306-1127
12月	7(水)	技能実習制度説明会	東京	企画部相談課	03-4306-1160
	8(木)~9(金)	技能実習生 受入れ実務セミナー ー団体監理型コースー	大阪	企業部企画課	03-4306-1156
	9(金)	日本語指導セミナー	水戸	能力開発部援助課	03-4306-1168

技能実習生向けチラシのご案内~JITCOホームページから無料でダウンロードできます!

JITCOでは技能実習生の母国語による技能実習生向けチラシやパンフレットを作成しています。是非ホームページからダウンロードしてご利用ください。

〈ダウンロードの一例〉

●JITCOホームページ「適正実施のために」



●「適正実施ガイド」をクリック

●ストップ不適正事例



●技能実習生向けチラシの作成について



★マイナンバー制度、★行方不明者発生防止、★ネット犯罪防止等のチラシがあります。

●PDFのダウンロードが始まる



編集後記

■リオデジャネイロ オリンピック・パラリンピックでの日本人選手の活躍は素晴らしいかったですね。夜遅くから明け方までTVにかじりついて寝不足になった人も多かったのではないのでしょうか。

さて、今回の「技能実習の現場から」の取材では宮城フィッシャーリー・フーズ協同組合様とげんぎょれん食品株式会社様を訪問させていただきました。監理団体と実習実施機関が共に協力しながら、インドネシアからの技能実習生を我が娘のように大事にして技能実習や生活指導をしていることや、技能実習生と地域との交流を支援することで「異文化交流」を率先して実践している様子が感じられました。

「第24回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」の受賞者が発表になりました。多数のご応募をありがとうございます。そして受賞された皆様、おめでとうございます。今回も技能実習生ならではの視点で書かれた素晴らしい作品ばかりで、読んでいて胸が熱くなりました。最優秀受賞者につきましては、10月7日開催のJITCO交流大会にてご本人に発表いただき、その様子を本誌やJITCOホームページでも紹介させていただきますので、どうぞお楽しみに。(A)

かけはし(JITCO JOURNAL) 第25巻127号

発行日 2016年(平成28年)10月1日

発行 公益財団法人 国際研修協力機構
〒108-0023

東京都港区芝浦2-11-5

五十嵐ビルディング11階・12階

企画編集 総務部 広報室

Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp

JITCOホームページ <http://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

- 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険
在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
- 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。
- 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。
- 4 割引が適用された割安な保険料
公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間	滞在期間
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				…12か月 保険期間	…36か月 保険期間
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	13,330円	30,020円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	1か月	13,810円	30,500円
							2か月	14,070円	30,950円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日	11,140円	25,030円
							1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	2か月	11,380円	24,720円
							15日	13,080円	29,450円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	1か月	13,550円	29,920円
							2か月	13,830円	30,380円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	17,070円	38,610円
							1か月	17,650円	39,210円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	2か月	17,860円	39,640円
							15日	19,650円	42,840円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	1か月	20,390円	43,520円
							2か月	21,180円	44,580円
							15日	22,000円	48,420円
							1か月	22,750円	49,300円
							2か月	23,490円	50,190円
							15日	26,210円	57,690円
							1か月	27,000円	58,540円
							2か月	27,820円	59,560円

NEW!
プレミアム
プラン

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
(注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際研修協力機構までお問い合わせください。)
三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは

取扱代理店(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス
TEL 03-3453-3700
<http://www.k-kenshu.co.jp/>
随時受付中
FAX 03-3453-3703
メールで印鑑不要の簡単加入!!



技能実習 Days

デイズ

JITCO ホームページ内「技能実習 Days」では、監理団体・実習実施機関の皆様からご提供いただいた技能実習生たちの日常を写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をいくつかご紹介します。

※以下敬称略

地元・根室市と漁業の発展を祈念する「ねむろ港まつり」に参加した様子です。「舟こぎレース」にベトナム人技能実習生6名と中国人技能実習生3名の女性チームが参加し、見事に2位を獲得しました！ 普段の共同生活で培われた連携プレーで、お祭りを大いに盛り上げました。



◀ 掛け声は日本語で「いち、にっ! いち、にっ!」



根室商工会議所／株式会社平庄商店

▶ 母国の歌で宴会を盛り上げてくれました。



ベトナム人の技能実習生とともに、仙台へ社員旅行に行きました。宴会では、ベトナムの歌を堂々と披露してくれました。日本語も上達してきて、仕事に対しても意欲的に取り組んでいます。

プリックス・アセアン経済交流協同組合／いずみテクノス株式会社

大分県豊後高田市の受入れ機関では、より良い運営を目指し、企業間で勉強会を行っています。その一環として、監理団体4団体、傘下企業6社でドッジボール大会を行いました。技能実習生の国籍は、ベトナム、中国、フィリピンと様々。企業と技能実習生の総勢、約60名が参加し、トーナメント方式で白熱した試合を楽しみました。



▼ 約60名が参加し、白熱した大会になりました。



サポート九州協同組合

*他にも、皆様からお送りいただいた写真はJITCO ホームページ内「技能実習 Days」にてご覧いただけます。

写真を掲載しませんか？

掲載可能なお写真などありましたら、ぜひ総務部広報室(kouhou@jitco.or.jp)まで写真データをお送りください(応募は随時受付中です)。